

**「公的統計の整備に関する基本的な計画」
の変更に係る答申（案）P
－国民経済計算体系的整備部会担当分－**

平成29年11月9日

(案)

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

国民経済計算は、一国全体の経済の動向を、国際基準に則りフロー及びストックの両面から包括的かつ整合的に記録するものである。より正確な景気動向の把握はもとより、経済状況の俯瞰や国際比較といった観点から極めて重要な指標であり、同時に、各種経済統計を横断的・体系的に整備するための基本的な概念や枠組みを提供するという役割も有している。

このような考え方は、平成21年に初めて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「第Ⅰ期基本計画」という。）において明示され、改定後の計画（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）においても引き継がれているものの、いずれにおいても「国民経済計算と一次統計との連携の必要性」、「両者が連携することが必要」という整理にとどまっていた。

しかしながら、統計改革推進会議における最終取りまとめ（平成29年5月統計改革推進会議。以下「最終取りまとめ」という。）では、国民経済計算を軸として経済統計の改善を図る、すなわち、国民経済計算の精度向上を図るため、その基礎となる経済統計を横断的・体系的に整備するという更に踏み込んだ考え方が示された。

この新たな考え方の下、我が国では、国民経済計算の基盤となる産業連関表を供給・使用表（Supply and Use Tables。以下「SUT」という。）体系へ移行するとともに、当該体系の下作成される基準年SUTを直接用いて国民経済計算を推計する形に変革するという、大改革を推進する。その大改革の到達地点である「新たな推計体系」の下では、国民経済計算と、その推計に利用する基礎情報との対応関係が一層明確になり、各種経済統計の更なる体系的整備も可能となる。

(1) 基礎統計の整備・改善および国民経済計算の精度向上・充実

この抜本的な改革を進める上では、統計委員会を中心に、国民経済計算自体の加工・推計方法の改善と、経済統計の整備・改善とを一体として行うことが不可欠であり、以下の取組を重点的に実施する。

ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等

- (ア) より正確な景気に資する経済統計の整備・改善に当たっては、四半期別GDP速報（以下「QE」という。）を始めとした国民経済計算の四半期推計の精度向上を図る観点から、経済産業省生産動態統計調査、サービス産業動向調査、家計統計、法人企業統計、建設総合統計、消費者物価指数、毎月勤労統計など、国民経済計算の四半期推計に用いられる統計・統計調査を中心に、月次・四半期の基礎統計を改善する。なお、その際、国民経済計算と加工統計を含むその基礎統計の遡及期間の整合性や、報告者負担の抑制についても十分に留意する。
- (イ) 国民経済計算におけるQEの1次速報と2次速報との改定幅を縮小していくことが求められている。このため、法人企業統計について、QEの1次速報に利用可能となるような早期化の可能性を、関係府省が一体となって検討する。併せて、QEと年次推計との改定幅の縮小に向け、QE推計から年次推計に至るそれぞれの段階で利用される基礎統計におけるデータの差異を抑制するため、主に経済産業省生産動態統計調査、サービス産業動向調査について、所管する関係府省が一体となって改善策を検討する。さらに、これらを含む基礎統計の改善を踏まえつつ、四半期推計における需要側統計と供給側統計の統合比率の見直しを含め、国民経済計算の加工・推計手法改善を不断に推進する。
- (ウ) 第Ⅱ期基本計画において、平成23年基準改定後できるだけ速やかな対応が求められていた、生産面・分配面の四半期速報を参考系列として公表することについて、その実現に向けた具体的な方法を精査し、早期に結論を得る。
- (エ) 以上の取組に加え、実質値の精度向上を図る観点から、現行推計では必ずしも十分に対応できていない医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法等について、包括的な研究を推進するとともに、市場取引価格ベースの建設や小売サービス（マージン）の価格の把握について、研究及びその活用等に向けた実証的な検討等を進める。

イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備

- (ア) 国民経済計算の年次推計は、概ね5年ごとの「基準年推計」と基準年の推計値を元に延長推計する「中間年次推計」に分けられる。このうち、基準年推計は、経済構造を詳細に反映するため、経済センサスー活動調査の結果を用いて概ね5年ごとに作成される産業連関表を基礎としている。この産業連関表について、国際的な主流であるSUT体系に移行し、基準年SUTを直接作成していく。これにより、国民経済計算の基準年推計において、生産側GDP（産業別付加価値）

の直接推計が可能となるため、その投入構造の把握がより正確になる。

また、中間年次推計においても、基準年SUTを直接延長して中間年・年次SUTを推計することで、基準年に直接把握した投入構造を中間年においても整合的に反映した生産側GDP（産業別付加価値）が得られる。

一方で、この新たな推計体系への完全移行は、平成42年度を最終年度とする長期プロジェクトとなるため、計画的かつ着実に関連する検討・検証作業を推進していくことが不可欠である。本計画期間中においては、一定の客観的なルールに基づく形で、基準年SUT・産業連関表の基本構成を早期に固めることや、基準年SUTと中間年・年次SUTを可能な限り同様な概念に基づく「シームレス」な設計とすることなどの大枠の課題、さらに生産物分類の整備等について、理論・実務の両面から検討を進め、次の段階へと確実に繋げる。

(イ) 基準年SUTを直接延長して作成する中間年・年次SUTの精度向上には、中間年の基礎統計の整備・改善も重要である。このため、基礎統計が少ないサービス関連統計の統合・拡充や、商業統計の年次化等を中心としたビジネス・サーベイ（仮称。以下同じ。）の枠組みを早期に創設するとともに、それら以外の業種別統計調査等についても、順次、所要の整備・改善を進める。

(ウ) 建設・不動産、医療・介護、教育の5分野に代表される、上述した新たな推計体系への移行やビジネス・サーベイの創設等では解決できない個別分野の課題解決も重要である。建設・不動産分野では、工事実施額、工事進捗パターン、補修工事、一部の不動産の仲介手数料・販売マージンなどに改善の余地がある。同様に医療・介護分野では、中間年の推計に必要となるデータの一部が得られていない。また、教育分野では、中間投入構造の把握が不十分である。さらに、これら課題の解決は、国民経済計算におけるGDPの改定幅の縮小やより精度の高い計数の把握の観点からも重要である。このため、これらの5分野に関しては、主管府省が中心となって、具体的な課題を特定した上で、推計手法の改善や基礎統計の整備などの検討を順次進め、段階的に改善を図る。

ウ 国際比較可能性の向上

(ア) 国民経済計算及び産業連関表の国際比較可能性を一層向上させる観点から、国民経済計算の次回基準改定において、最新の国際基準である2008SNAに準拠し、映画、音楽などの娯楽作品の原本の総固定資本形成としての計上を目指す。また、平成27年産業連関表において、

自社開発ソフトウェアや研究開発を総固定資本形成として計上することを検討する。さらに、国民経済計算におけるリースの区分についても、国際基準と整合的となるよう、基礎統計の整備状況を踏まえ、推計方法を検討する。

- (イ) 国民経済計算の新しい国際基準策定プロセスへの関与を強化するため、国際的な議論への積極的な参画を図る。具体的には、国際的な動向を踏まえつつ、これまで把握することが困難であった新分野の取り込みなどについて理論的・実務的な研究を推進し、国際会議において積極的に意見を表明する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進	○ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進する。	総務省	平成31年から実施する。
(1) 国民経済計算及び関連総計の改善・充実等	○ 家計統計について、調査結果の補正方法について研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。	総務省	平成30年度から実施する。
ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法	○ 消費動向指数（CTI）について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き、開発・精度向上に取り組む。	総務省	平成30年度から実施する。
	○ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成30年度中に結論を得る。
	○ 法人企業統計調査について、オンライン調査システムにおける電子調査票の仕様を一般に公開するなどして、民間の会計ソフトとの連携を強化し、回答者負担の軽減を図ることにより、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進する。	財務省	平成31年度から実施する。
	○ 法人企業統計の四半期報について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、QEの1次速報に間に合うように早期化を図ること、早期化を前提に	財務省、内閣府	平成31年度から試験的な調査を実施し、検証を開始する。

	<p>研究開発投資を調査項目に追加することについて、経済界の協力を得つつ、試験的な調査を実施し、検証する。また、内閣府と協力し、この試験的な調査の結果を反映した場合におけるQ E推計の試算を行い、年次推計との整合性を保ちつつ、報告者負担を含めた検証を行った上で、改善に向けた方針を検討し、結論を得る。</p>		<p>平成34年度末までのできるだけ早い時期に改善に向けた方針の結論を得る。</p>
	<p>○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの階層における標本の抽出方法について、速やかに母集団名簿を精査するとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出を検討し、結論を得る。</p>	財務省	<p>平成34年度までに結論を得る。</p>
	<p>○ 建設総合統計について、公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認した上で、不整合が確認されれば必要な改善策を早期に検討する。</p>	国土交通省	<p>必要な改善策の検討を行い、平成31年度中に結論を得る。</p>
	<p>○ 公的固定資本形成について、Q EとGDP年次推計とのかい離の原因について検証した上で、建設総合統計の出来高と決算書の整合性に係る確認及び検討状況を踏まえ、必要な改善策を早期に検討する。</p>	内閣府	<p>早期に結論を得る。</p>

	<p>○ 再投資収益について、内閣府との協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、計上手法について検討する。また、「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について、検討する。</p>	<p>財務省、内閣府</p>	<p>平成31年度を目途に結論を得る。</p>
	<p>P サービス産業動向調査（うち月次調査部分）及び特定サービス産業動態統計調査について、サービス産業基本調査（仮称）の実施状況も踏まえ、同調査との整理・統合に向け、国民経済計算の精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、可能な限り速やかに検討を開始し、結論を得る。</p>	<p>総務省、経済産業省、関係府省</p>	<p>平成34年度までに結論を得る。</p>
	<p>○ QE及び年次推計の精度向上には、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階（QE、年次推計）において提供するデータの差異を抑制することが重要である。このため、平成27年度以降の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を行う。当該検証結果を踏まえた上で、国民経済計算に活用される一次統計（「経済産業省生産動態統計」、「サービス産業動向調査」等）及びその活用方法の改善余地について、一次統計を所管する関係府省と内閣府とが一体となり検討を進め、基本的な方策を取りまとめる。</p>	<p>内閣府、総務省、経済産業省、関係府省</p>	<p>財貨については平成31年央までに検証し、平成33年末までに結論を得る。サービスについては平成32年央までに検証し平成34年末までに結論を得る。</p>

	○ 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。	総務省	平成30年度までに結論を得る。
	○ 消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度以降も検討する。	総務省	次期基準改定までに結論を得る。
	○ 医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法とその応用について、厚生労働省、文部科学省等と連携し、平成29年度に開始した包括的な研究を推進するとともに、建設（市場価格取引ベース）及び小売サービス（マージン）の価格の把握手法について、日本銀行が国土交通省の参画を得て行う共同研究の成果及び日本銀行が総務省・経済産業省等からデータ・関連情報の提供等の協力を得て行う研究成果も踏まえ、関係府省等と連携し、一連の研究成果の活用方法についても検討し、その結果を統計委員会に報告する。	内閣府、関係府省	平成34年度までに実施する。
	○ 毎月勤労統計について、平成34年1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮	厚生労働省	平成34年1月までに実施する。

	するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度以降も継続して公表する。		
	○ 毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。	厚生労働省	平成30年度から実施する。
	○ 家計統計、法人企業統計、個人企業経済統計、建設関連統計などの基礎統計の改善も踏まえつつ、Q Eの推計における需要側統計と供給側統計の統合比率を見直すなど、推計精度の確保・向上に不断に取り組む。	内閣府	平成30年度から実施する。
	○ 家計の可処分所得、貯蓄の速報値について、参考系列としての公表を目指して検討する。	内閣府	平成30年度中に実施する。
	○ 生産面、分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る。	内閣府	平成30年度末までに結論を得る。
イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備	P 内閣府から国民経済計算の精度向上に必要な事項について平成30年度の可能な限り早期に具体的な要望の提示を行い平成31年度実施予定の経済センサスの試験調査や、その後着手する投入調査の調査設計を念頭に、基礎統計の整備状況も踏まえつつ、基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠を決定する。	産業連関表作成府省庁	平成30年度末までに結論を得る。
	P 基準年SUTと中間年・年次SUTの作成方法が、できる限りシームレスなものとなるよう、中間年・年次SUTの基本構成を、基準年SUTと並行して検討し、大	内閣府	平成30年度末までに結論を得る。

	枠を固める。		
P	基準年SUT・産業連関表の部門について、部門分類概念の整合性を前提としつつ、国内生産・需要額の大きさ、産業における生産技術の類似性、生産物の用途の類似性、産業・生産物の成長性、国際比較可能性について、一定の客観的ルールを設定して検討を行う。その際、調査技術の工夫、報告者負担の抑制、限られた統計リソースの適切な配分にも十分配慮する。	産業連関表作成府省庁	平成30年度末までにルールを設定し、検討を継続する。
O	生産物分類の構築について、財及びサービスの特性を踏まえて検討を推進し、平成30年度までにサービス分野について、平成35年度までに財分野を含めた全体について生産物分類を整備する。	総務省	平成30年度までにサービス分野について、平成35年度までに全体について生産物分類を整備する。
P	年次SUTの作成に不可欠な情報を捉えるビジネス・サーベイについて、①見直し後の経済センサス - 基礎調査（プロファイリング活動及びローリング調査）、②見直し後の商業統計調査（年次調査）及び③統合整理後のサービス産業基本調査（仮称）を平成31年度から開始し、工業統計調査の結果を合わせて作成・提供する。	総務省、経済産業省	平成31年度から実施する。
P	サービス産業動向調査（うち拡大調査で実施する年次集計部分）及び特定サービス産業実態調査	総務省、経済産業省、関係	平成31年度から実施する。

	<p>について、サービス産業横断的に付加価値額等の構造面を把握する「サービス産業基本調査」（仮称。年次の基幹統計調査）として、発展的に統合することに向け、国民経済計算の精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、平成29年度に策定した実施計画により、平成31年度から見直し後の調査を開始する。</p>	府省	
P	<p>建設工事施工統計調査などの、ビジネス・サーベイの対象となる4調査以外の業種別統計調査について、調査対象及び共通調査事項等を整理した上で、平成31年度以降、早期に中間年における経済構造統計に対するデータ提供を開始する。</p>	関係府省	平成31年度以降、早期に実施する。
P	<p>中間年に実施する統計調査での把握が困難な業種は、可能な限り早期に行政記録情報の活用を検討する。</p>	総務省	可能な限り早期に結論を得る。
P	<p>大規模企業の活動実態を全産業横断的に把握する統計の整備について、企業部門別での投入・産出等、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供に向け、平成32年度から検討に着手し、結論を得る。</p>	総務省、関係府省	平成33年度までに結論を得る。
P	<p>産業横断的に把握する企業系統計調査（経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査等）と業種別に把握する企業系統計調査（建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査及びサービス産</p>	総務省、関係府省	平成34年度までに結論を得る。

	業基本調査（仮称）等）との役割分担、重複是正等に関する取組について、関係府省が一体となって検討に着手し、結論を得る。		
	P 産業分類、調査単位（企業・事業所の定義、K A U（Kind of Activity Unit）概念導入の可否）及び生産物分類の策定など、統計基準の見直しと統計調査における対応について、関係府省が一体となって検討に着手し、対応方針を策定する。	総務省、関係府省	平成34年度までに実施する。
	P 現状の経済センサス - 活動調査では十分に把握できないものの、産業連関表、国民経済計算等の加工統計の精度向上に非常に有用なアクティビティベースの事業活動を把握することについて、関係府省が一体となって検討に着手し、一定の対応方針を策定する。	総務省、関係府省	平成34年度までに実施する。
	○ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得るとともに、利用者の理解促進に向けた情報提供の充実を推進する。	国土交通省	平成30年度までに結論を得る。
	P 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。工事の進捗率パターンについては、早期に建設工事進捗率調査を実施し、見直しを図る方向で検討する。これら	国土交通省、関係府省	平成30年度から順次実施する。

	の見直し結果を、できるだけ早期に出来高ベースの統計（建設総合統計）に反映させること、また、進捗パターンを機動的に見直すために補正調査を活用することを検討する。		
	○ 建築物リフォーム・リニューアル調査について、平成31年度作成予定の平成27年産業連関表に取り込んだ上、平成32年度を目途に予定されている次回の国民経済計算の基準改定に反映できるよう、遡及期間及び遡及推計方法等の具体的事項について関係府省間で調整する。同調査の公表時期については、少なくともQE（2次速報）に活用できるよう、公表を早期化する。	国土交通省、産業連関表作成府省庁、内閣府	次回産業連関表に取り込んだ上、次回基準改定に反映する。
	P 建設工事施工統計について、精度向上に向けた見直しを検討する。	国土交通省	平成30年度から実施する。
	P 非住宅の売買取引の仲介手数料について、登記情報等から得られる不動産取引件数や価格情報に関するデータなどを用いた推計を検討し、可能な部分については平成27年産業連関表における反映を目指す。	国土交通省	次回産業連関表作成時（平成31年度）までに結論を得る。
	P 分譲住宅の販売マージンについて、「産業連関構造調査（不動産投入調査）」や企業決算データの活用、非住宅不動産の賃料収入については、よりカバレッジが広い「法人土地・建物基本調査」（賃貸	国土交通省	次回産業連関表作成時（平成31年度）までに結論を得る。

	<p>面積比率、空室率等)などの活用、 によって、精度向上を図ることを 検討する。</p>		
	<p>P 医療の中間投入構造の把握の ため、検討を行う。具体的には、 医療経済実態調査（医療機関等調 査）の、基準年のみならず中間年 推計における利活用に向けて、利 用できない年次の補完について 検討する。これを踏まえて、回収 率の状況等も含めて、多角的に検 証を進める。併せて、必要に応じ て年次統計の整備等について検 討を行う。また医療経済実態調査 （医療機関等調査）の利活用に向 けた検証及び内閣府から示され た年次推計における医療分野の 課題を踏まえ、当該調査の目的と の整合性や調査項目が増えるこ とによる回答率への影響を踏ま えつつ、医療経済実態調査（医療 機関等調査）、産業連関構造調査 （投入調査）、ビジネス・サーベイ における調査項目見直しや拡充 について検討する。病院・診療所 は入院と入院外に区分したデー タを保有しておらず、現在の部門 分類に対応する投入調査は困難 であるため、当面の対応としてレ セプトデータ（社会医療診療行為 別統計）などを活用した費用項目 の推計見直しについて検討を進 めるとともに、SUT体系への移 行後における実測可能性のある 部門分類の設定や、それに対応し た費用項目の調査のあり方につ</p>	<p>厚生労働 省、内閣 府、関係 府省</p>	<p>平成30年度 から実施す る。</p>

	いても検討を行う。		
	<p>P 社会福祉（国公立）についても社会福祉（非営利）と同程度の細かさで費用構造を把握できるよう、行政記録情報のさらなる活用の可能性を検証するとともに、報告者自身の計数把握状況や負担等に配慮しつつ、社会福祉（国公立）への投入調査の新規実施を検討する。また介護事業経営概況調査を用いて平成27年産業連関表の推計を行い、その精度を検証する。さらに、同調査については、中間年推計における利活用に向けて、利用できない年次の補完について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。併せて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。</p>	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度から実施する。
	<p>P 教育の中間投入構造の把握のため、地方教育費調査の項目拡充や調査対象サンプルを限定した特別調査（産業連関構造調査＜投入調査＞等）の実施等も含め、検討を行う。</p>	文部科学省	平成30年度から実施する。
ウ 国際比較可能性の向上	<p>○ 自社開発ソフトウェアや研究開発を固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性を図ることについて、検</p>	産業連関表作成府省庁	次回産業連関表作成時（平成31年度）までに検

	討する。		討する。
	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえた基本価格表示による産業連関表の作成について、産業大分類より詳細な分類での次回表での実現を目指して検討する。国民経済計算作成の観点においても、産業連関表の作成作業における検討に積極的に関与しつつ、産業連関表の作成状況を踏まえ、次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて実施する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	次回産業連関表作成時まで結論を得る。 国民経済計算の次回基準改定までに結論を得る。
	○ 娯楽作品の原本（映画等）について、次回基準改定において、総固定資本形成へ計上することを目指して検討を推進する。	内閣府	次回基準改定までに結論を得る。
	○ 国民経済計算に係る国際基準策定プロセスに関与を強化するため、国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的・実務的な研究を実施する。また、それらの研究を踏まえ、OECD等の国際会議において積極的な意見表明を実施する。このためにも、国際的な動向も踏まえ新分野の取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する。	内閣府	平成30年度から実施する。
	○ リースの区分については、国際的な基準と整合的になるよう、基礎統計の整備状況を踏まえ、引き続き、推計方法の検討を行う。	内閣府	平成30年から実施する。